

平成 2 8 年 第 3 回

各務原市議会定例会議案

平成 2 8 年 9 月 1 2 日

## 目 次

専第	4号	専決処分の承認について（各務原市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）	1頁
認第	1号	平成27年度各務原市一般会計決算の認定について	4頁
認第	2号	平成27年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	5頁
認第	3号	平成27年度各務原市介護保険事業特別会計決算の認定について	6頁
認第	4号	平成27年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	7頁
認第	5号	平成27年度各務原市下水道事業特別会計決算の認定について	8頁
認第	6号	平成27年度各務原市水道事業会計決算の認定について	9頁
議第	84号	平成28年度各務原市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議第	85号	平成28年度各務原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議第	86号	平成28年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議第	87号	各務原市税条例の一部を改正する条例について	10頁
議第	88号	各務原市立学校設置条例の一部を改正する条例について	16頁
議第	89号	各務原市少年自然の家条例の一部を改正する条例について	18頁
議第	90号	工事請負契約の締結について（かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル工事（建築））	21頁
議第	91号	工事請負契約の締結について（かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル工事（空気調和設備））	23頁
議第	92号	工事請負契約の締結について（かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル工事（電気））	24頁
議第	93号	工事請負契約の締結について（雄飛ヶ丘第2住宅A棟耐震補強等工事（建築））	25頁
議第	94号	損害賠償の額を定めることについて	27頁
議第	95号	平成27年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	28頁
議第	96号	市道路線の認定について（市道鶉1385号線ほか4路線）	29頁

議第 97 号	市道路線の廃止及び認定について（市道川 40 号線）	34 頁
議第 98 号	各務原市固定資産評価審査委員会委員の選任について	37 頁

## 専第4号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成28年9月12日報告

各務原市長 浅野 健 司

## 専決第12号

各務原市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、各務原市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成28年7月27日

各務原市長 浅野 健 司

各務原市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月27日

各務原市長 浅野 健 司

各務原市条例第34号

各務原市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

各務原市福祉医療費助成に関する条例（昭和50年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号ア中「第2条の4第4項」を「第2条の4第7項」に、「施行令第2条の4第5項」を「同条第8項」に改め、同項第4号ア中「施行令第2条の4第5項」を「同条第8項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。



認第1号

平成27年度各務原市一般会計決算の認定について

平成27年度各務原市一般会計決算を別冊のとおり認定に付する。

平成28年9月12日提出

各務原市長 浅野 健 司



認第2号

平成27年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

平成27年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

平成28年9月12日提出

各務原市長 浅野健司

認第3号

平成27年度各務原市介護保険事業特別会計決算の認定について

平成27年度各務原市介護保険事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

平成28年9月12日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第4号

平成27年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

平成27年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

平成28年9月12日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第5号

平成27年度各務原市下水道事業特別会計決算の認定について

平成27年度各務原市下水道事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

平成28年9月12日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第6号

平成27年度各務原市水道事業会計決算の認定について

平成27年度各務原市水道事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

平成28年9月12日提出

各務原市長 浅野 健 司

議第 87 号

各務原市税条例の一部を改正する条例について

各務原市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 9 月 12 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の施行に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

## 各務原市税条例の一部を改正する条例

各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第15条の4第3項第4号及び第16条第3項第4号中「附則第4条の3」を「附則第4条の5」に改める。

附則第17条第5項第4号中「附則第4条の4」を「附則第4条の5」に改める。

附則第18条第2項第4号中「附則第4条の3」を「附則第4条の5」に改める。

附則第19条第2項第4号中「附則第4条の4」を「附則第4条の5」に改める。

附則第19条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第19条の2第1項」を「附則第19条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」に、「附則第19条の2第1項」を「附則第19条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第19条の2第1項」を「附則第19条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第4条の4」を「附則第4条の5」に、「附則第19条の2第1項」を「附則第19条の3第1項」に改め、同条第3項中「第16条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第19条の2第3項」を「附則第19条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」に、「附則第19条の2第3項」を「附則第19条の3第3項後段」に改め、「、第23条の3第1項中「第16条第4項」とあるのは「附則第19条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第19条の2第3項」を「附則第19条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第4条の4」を「附則第4条の5」に、「附則第19条の2第3項」を「附則第19条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第19条の2第3項」を「附則第19条の3第3項前段」に改め、同条を附則第19条の3とし、附則第19条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第16条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第24条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の



金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第16条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第26条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第27条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第24条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第4条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の附則第19条の2の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項

に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

議第 88 号

各務原市立学校設置条例の一部を改正する条例について

各務原市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 9 月 12 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

各務原養護学校の名称を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市立学校設置条例の一部を改正する条例

各務原市立学校設置条例（昭和39年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表中 「各務原市立各務原養護学校」 を

「各務原市立各務原特別支援学校」 に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
（各務原市立学校体育施設開放条例の一部改正）
- 2 各務原市立学校体育施設開放条例（平成17年条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表中 「各務原養護学校」 を 「各務原特別支援学校」 に改める。

議第 89 号

各務原市少年自然の家条例の一部を改正する条例について

各務原市少年自然の家条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 9 月 12 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

研修室の使用料を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市少年自然の家条例の一部を改正する条例

各務原市少年自然の家条例（昭和55年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、第3条に規定する事業に係る利用に支障がないと認めるときは、同項に規定する者以外の者に自然の家を利用させることができる。

第7条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 主として営利を目的とする興行その他これに類するものと認められるとき。

第9条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第1項中「条例第6条」を「第6条」に、「別表に定める利用料を入所」を「次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料を利用」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第5条第1項に規定する者 別表第1に定める使用料

(2) 第5条第2項に規定する者 別表第2に定める使用料

第9条第2項及び第10条(見出しを含む。)中「利用料」を「使用料」に改める。

第16条中「第7条第3号」を「第7条第4号」に改める。

別表中 「 利用料 」 を 「 使用料 」 に、

「 プラネタリウム見学 」 を 「 プラネタリウム 」 に改め、同表備考第3

項中「プラネタリウム見学」を「プラネタリウムの利用」に、「利用料」を「使用料」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第9条関係）

区分	利用単位	使用料
研修室	1時間	250円
	全日	1,500円
和室研修室	1時間	150円
	全日	900円

クラフト室	1時間	750円
	全日	4,500円
集会室	1時間	750円
	全日	4,500円

備考

- 1 利用時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 2 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数の時間は、1時間として計算する。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。





議第90号

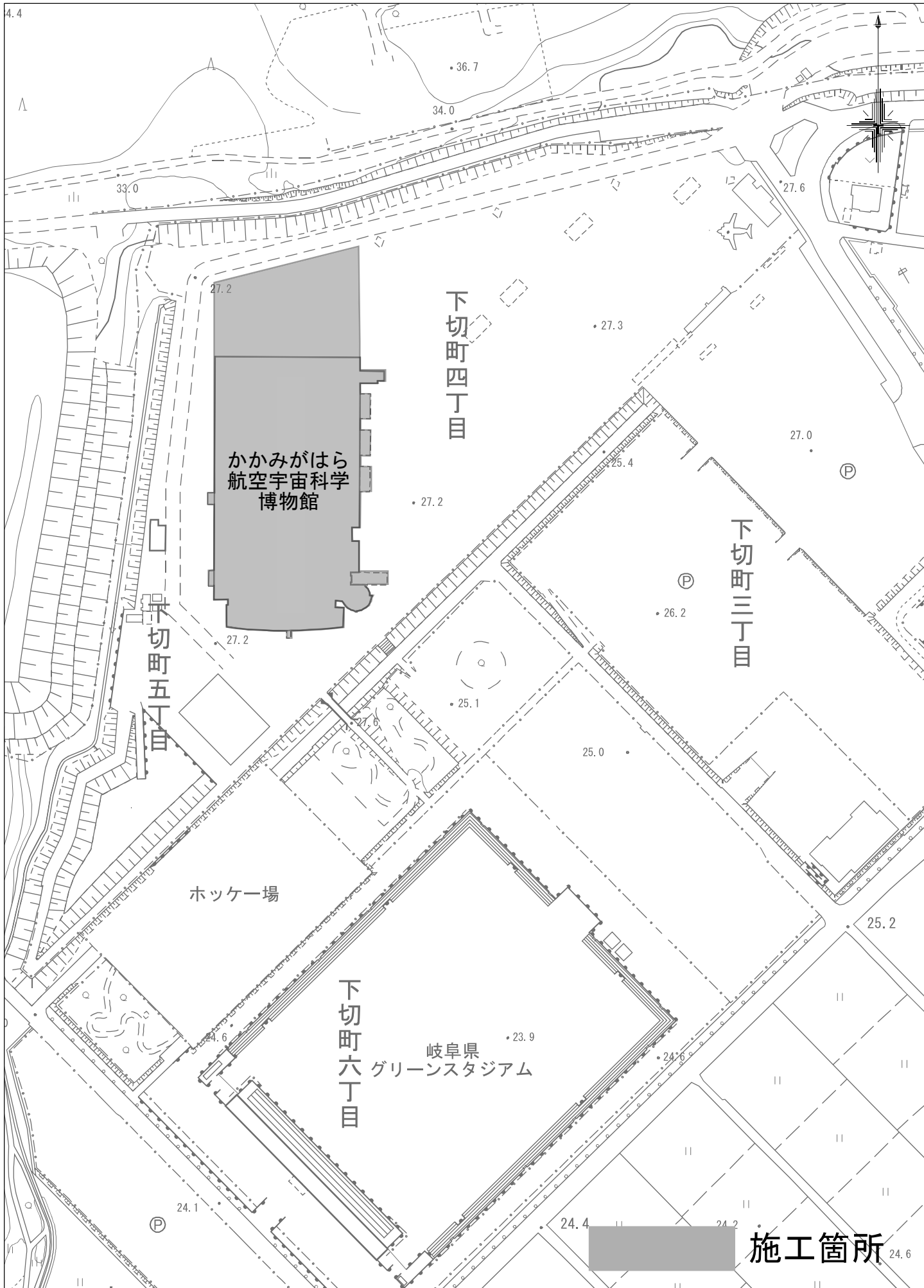
工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成28年9月12日提出

各務原市長 浅野健司

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル工事（建築）   |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 契約の金額  | 1,819,800,000円  |
| 4 契約の相手方 | 岐阜市宇佐南1丁目3番11号<br>大日本・市川・足立特定建設工事共同企業体<br>代表者 岐阜市宇佐南1丁目3番11号<br>大日本土木株式会社<br>代表取締役社長 上坂光男<br>構成員 岐阜市鹿島町6丁目27番地<br>株式会社市川工務店<br>代表取締役 小川健<br>構成員 各務原市前渡西町1061番地1<br>足立建設株式会社<br>代表取締役 足立佳角 |



議第91号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成28年9月12日提出

各務原市長 浅野健司

- 1 契約の目的 かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル工事（空気調和設備）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 483,840,000円
- 4 契約の相手方 岐阜市藪田東1丁目6番5号  
松村・丸共特定建設工事共同企業体  
代表者 岐阜市藪田東1丁目6番5号  
松村工業株式会社  
代表取締役 松村公夫  
構成員 各務原市那加前洞新町4丁目89番地  
丸共管工株式会社  
代表取締役 安藤猛



議第92号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成28年9月12日提出

各務原市長 浅野健司

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル工事（電気）                     |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 | 契約の金額  | 272,160,000円                                    |
| 4 | 契約の相手方 | 各務原市那加信長町1丁目85番地<br>中央電気工事株式会社 岐阜営業所<br>所長 三辻 哲 |



議第93号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成28年9月12日提出

各務原市長 浅野 健 司

- 1 契約の目的 雄飛ヶ丘第2住宅A棟耐震補強等工事（建築）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 168,588,000円
- 4 契約の相手方 各務原市各務おがせ町3丁目171番地  
沢井・日鋼特定建設工事共同企業体  
代表者 各務原市各務おがせ町3丁目171番地  
沢井建設株式会社  
代表取締役 沢 井 文 仁  
構成員 各務原市那加桐野町3丁目21番地2  
日鋼建設株式会社  
代表取締役 笠 井 真 司





雄飛ヶ丘第2住宅A棟

施工箇所

議第94号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

平成28年9月12日提出

各務原市長 浅野 健 司

- 1 損害賠償の額 3, 796, 332円
- 2 損害賠償の相手方 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※  
※※ ※※
- 3 損害賠償の事由

平成25年10月22日午前10時5分頃、都市建設部下水道課職員が公用車(岐阜51か7718)を運転中、市内蘇原伊吹町1丁目地内の市道交差点において西進してきた※※※※運転の車両(岐阜501ほ2475)と衝突し、同車両及び相手方に損害を与えたもの



議第 95 号

平成 27 年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成 27 年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金 957,373,328 円のうち、564,763,330 円を資本金に組み入れ、380,000,000 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

平成 28 年 9 月 12 日提出

各務原市長 浅野 健 司



議第 96 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

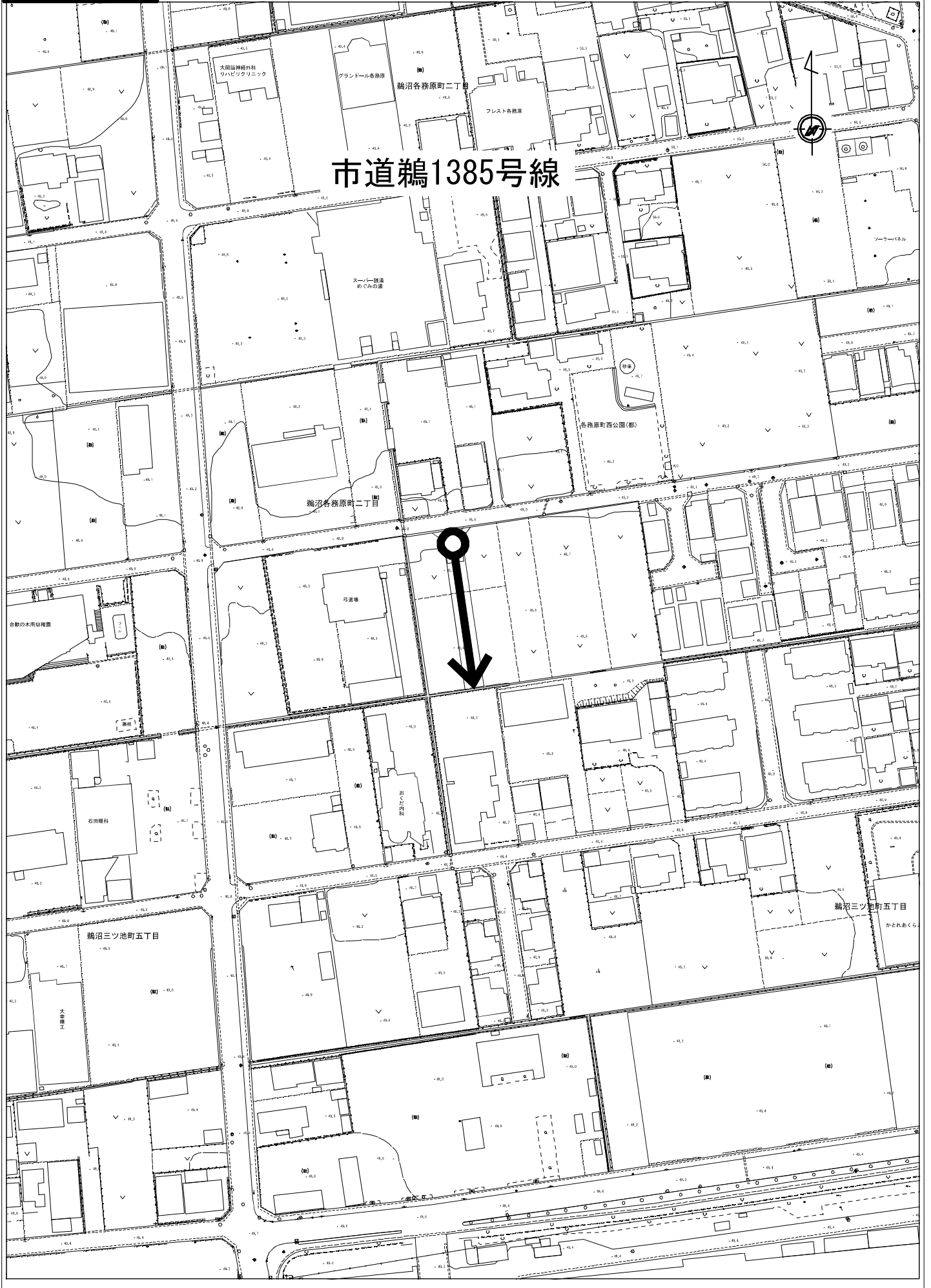
平成 28 年 9 月 12 日提出

各務原市長 浅野 健 司

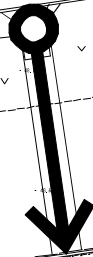
提案理由

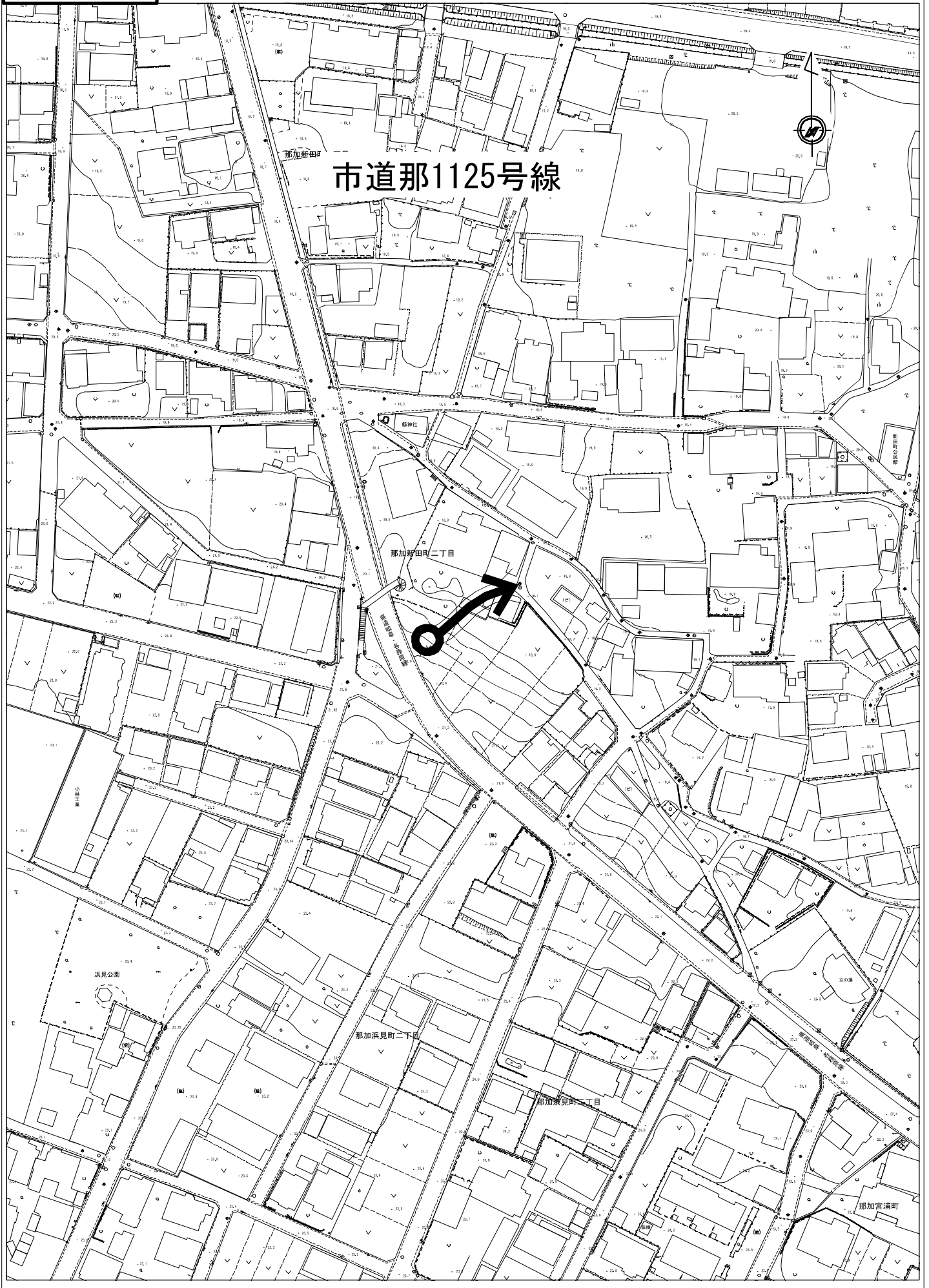
開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 1 3 8 5 号線	各務原市鵜沼三ツ池町 5 丁目 2 3 1 番 8	地先から
	各務原市鵜沼三ツ池町 5 丁目 2 3 1 番 1 1	地先まで
市道 那 1 1 2 5 号線	各務原市那加新田町 2 丁目 4 0 番 1 1	地先から
	各務原市那加新田町 2 丁目 4 0 番 7	地先まで
市道 那 1 1 2 6 号線	各務原市那加新田町 2 丁目 8 6 番 5	地先から
	各務原市那加新田町 2 丁目 8 6 番 1	地先まで
市道 那 1 1 2 7 号線	各務原市那加新田町 2 丁目 9 1 番	地先から
	各務原市那加新田町 2 丁目 8 6 番 7	地先まで
市道 川 2 3 7 1 号線	各務原市川島河田町字河田 3 7 7 番 1	地先から
	各務原市川島河田町字河田 3 6 9 番 2	地先まで

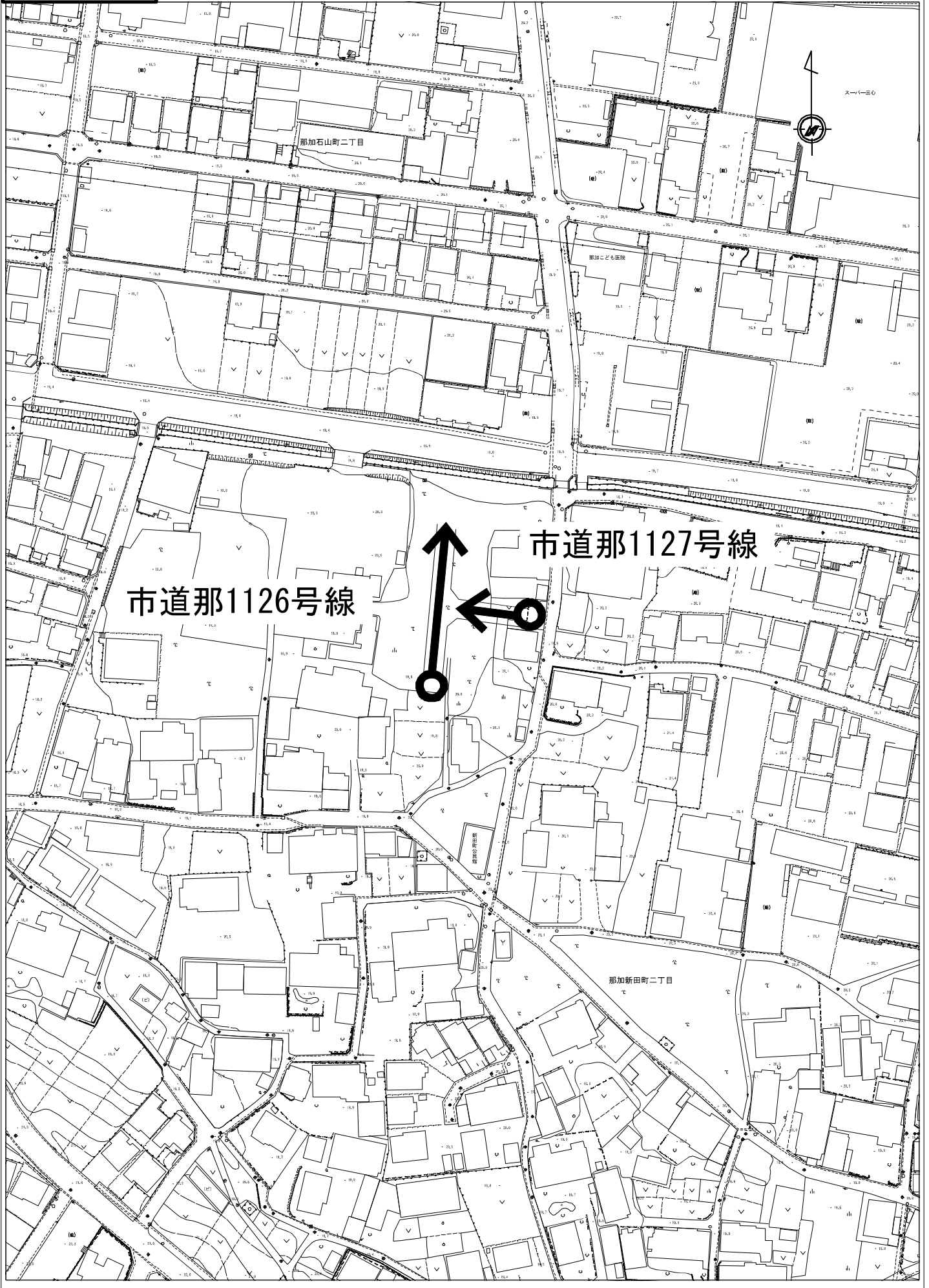


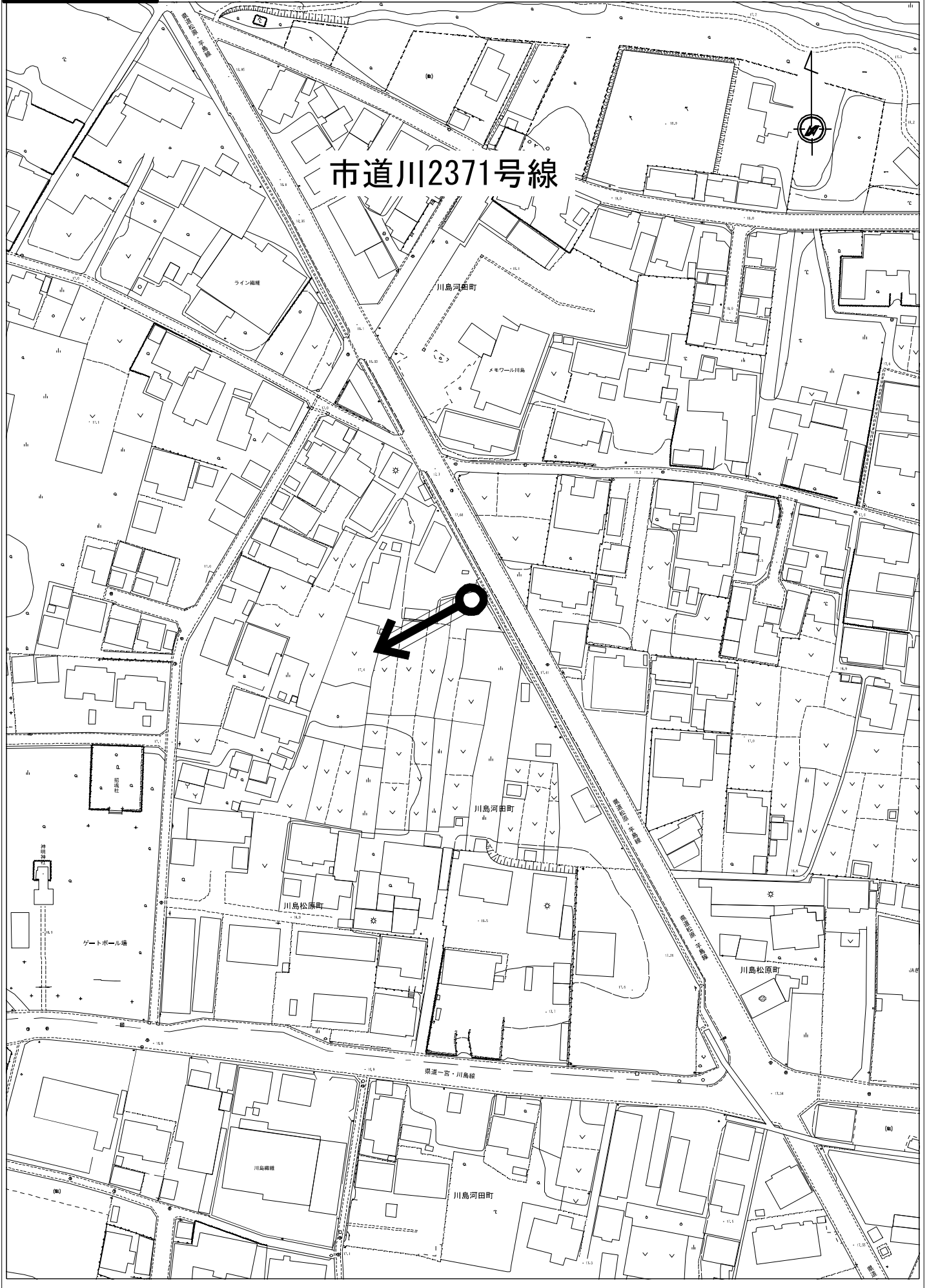
市道鵜1385号線













## 議第 97 号

### 市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

平成 28 年 9 月 12 日提出

各務原市長 浅野 健 司

#### 提案理由

都市再生整備計画事業に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

#### 1 廃止路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 川 40 号線	各務原市川島渡町字広江 1 4 4 番 1	地先から
	各務原市川島北山町字宮東 1 番 1	地先まで

#### 2 認定路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 川 40 号線	各務原市川島渡町字広江 1 4 4 番 1	地先から
	各務原市川島渡町字兵部屋敷 5 1 9 番 1	地先まで





市道川40号線



議第98号

各務原市固定資産評価審査委員会委員の選任について

各務原市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めらる。

平成28年9月12日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 各務原市蘇原瑞雲町※※※※※※※※  
氏 名 廣瀬悟道  
生年月日 昭和23年※※月※※日

提案理由

各務原市固定資産評価審査委員会委員廣瀬悟道氏の任期が9月30日に満了するため、再び同氏を選任しようとする。



